

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その3)

岩泉町 調査総括表(1/6)

調査番号	その(3)			県名	岩手県		市町村名	岩泉町	
1. 被害の状況等									
(1) 被災前の人口					(2) 浸水被害状況図				
総人口	10,971 人								
年齢階級別人口(H24.1.31)									
項目	0-14 歳	15-64 歳	65 歳以上						
人口	1,080	5,807	4,084						
比率	9.84	52.93	37.23						
(2) 人的被害の状況(H23.12.31)									
死者	11 名								
行方不明者	0 名								
(3) 都市計画等の状況									
都市計画区域	全域都市計画区域内								
市街化区域	区域区分無								
用途地域	用途地域指定無								
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区等々の各区域に示す割合									
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)		
行政区	99,292	29.4	0.1 未満	6.5	0.1 未満	2.4	0.1 未満	80	
都市計画区域	1,582	29.4	1.9	6.5	0.4	2.4	0.2	80	
用途地域									
2. 復興計画の策定状況									
(1) 復興計画等の策定状況									
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント					
復興計画	岩泉町震災復興計画	平成 23 年 9 月 16 日	有	無					
その他の方針・計画									
(2)復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)									
復興計画策定までの経緯									
6 月 30 日 第一回復興委員会 (委員長: 岩手県立大学総合政策学部 豊島正幸教授)									
7 月 4 日~7 月 6 日 岩泉町震災復興地域懇談会									
7 月 27 日 第二回復興委員会									
8 月 11 日 第三回復興委員会									
8 月 26 日 岩泉町開発審議会									
8 月 29 日 地元説明会									
9 月 16 日 町議会により「岩泉町震災復興計画」議決									

岩泉町 調査総括表(2/6)

3. 復興計画の概要(市町村全体)

(1) 整備の基本的な考え方				(2) 整備にあたっての基本的な方針		(3) 復旧構想図(市町村全体対象)																				
<p>1 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 小本駅周辺地区に支所や防災施設、地域コミュニティ施設等を配置することによる津波復興拠点として位置付ける。 同時に、この地区に公営住宅及び住宅団地を集約することにより、地域コミュニティの再編を図り、都市環境のアメニティに配慮したコンパクトな市街地の形成を目指す。 <p>2 津波への対応</p> <p>L1：海岸堤防の復旧、河川堤防、2線堤(築山)の整備により生命財産を守る。</p> <p>L2：避難計画に基づく、避難路及び避難施設の確保等を軸として次の土地利用を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">土地利用区分</th> <th colspan="3">L2津波による浸水深</th> </tr> <tr> <th>浸水なし</th> <th>2m未満</th> <th>2m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務系</td> <td>原則として制限なし</td> <td>原則として制限なし</td> <td>避難計画に合わせた立地誘導</td> </tr> <tr> <td>居住系</td> <td>住宅団地予定地 民間開発予定地 公営住宅 福祉施設・病院</td> <td>既存住宅については減災への対応として嵩上げを誘導</td> <td>基本的には、浸水区域外への移転誘導 防災計画の実施による津波シミュレーション結果により判断</td> </tr> <tr> <td>公共系</td> <td>小中学校 保育所 小本支所 消防・防災施設 地域コミュニティ施設 その他公共施設</td> <td>既存の施設を浸水区域外に移転</td> <td>原則的に建設不可</td> </tr> </tbody> </table>				土地利用区分	L2津波による浸水深			浸水なし	2m未満	2m以上	業務系	原則として制限なし	原則として制限なし	避難計画に合わせた立地誘導	居住系	住宅団地予定地 民間開発予定地 公営住宅 福祉施設・病院	既存住宅については減災への対応として嵩上げを誘導	基本的には、浸水区域外への移転誘導 防災計画の実施による津波シミュレーション結果により判断	公共系	小中学校 保育所 小本支所 消防・防災施設 地域コミュニティ施設 その他公共施設	既存の施設を浸水区域外に移転	原則的に建設不可	<p>海岸堤防整備方針 現状の防潮堤高(TP12.9m)で復旧。</p> <p>河川堤防整備方針 ・小本川右岸は、山付堤及び河川堤防の改修(嵩上げ)、小本川左岸についても河川堤防の改修(嵩上げ)。</p> <p>2線堤等の方針(含む緑地) ・2線堤として、中野地区に築山を整備 ・国道45号線については、現在のたわみ部分の嵩上げ</p> <p>市街地整備の方針 ・浸水区域外となる小本駅周辺地区に公共施設及び住宅地を集約することでコンパクトな市街地を形成</p> <p>交通体系の方針 ・避難活動及び地域間交流の骨格となる三陸北縦貫道の早期整備と、小本、小成付近でのインターチェンジの整備</p> <p>避難体系の方針 ・防災拠点の整備を図るとともに、地震、停電時においても遠隔で自動開閉できる門扉システムの整備 ・防災計画の充実と、ユニバーサルデザインに配慮した避難路、避難施設の整備</p> <p>産業地域の復旧方針 ・小本漁港、茂師漁港を早期再開と漁業者の支援 ・地域に根差した企業の誘致や起業の推進による雇用促進</p>		<p>復興交付金事業計画 整備計画図</p>	
土地利用区分	L2津波による浸水深																									
	浸水なし	2m未満	2m以上																							
業務系	原則として制限なし	原則として制限なし	避難計画に合わせた立地誘導																							
居住系	住宅団地予定地 民間開発予定地 公営住宅 福祉施設・病院	既存住宅については減災への対応として嵩上げを誘導	基本的には、浸水区域外への移転誘導 防災計画の実施による津波シミュレーション結果により判断																							
公共系	小中学校 保育所 小本支所 消防・防災施設 地域コミュニティ施設 その他公共施設	既存の施設を浸水区域外に移転	原則的に建設不可																							

地区別の方針の概要

- 全ての地区について、今次津波の浸水区域外へ居住地を移転することを基本とする。
- 小本地区では、山付堤及び河川堤防の整備を条件として現地での居住を認める。この場合も、住宅の嵩上げ等による減災を誘導する。また、被災住宅については、浸水区域外の移転候補地である小本駅周辺地区への移転を促進する。
- 中野地区では、基本的には小本駅周辺地区への移転を促進する。既存住宅は、住宅の嵩上げ等による減災を誘導する。
- 茂師地区では、浸水区域外への移転を誘導する。

地区名	復興の基本的な考え方
小本地区	新たな居住拠点として小本駅周辺地区に住宅団地を整備し、被災住宅地との交換、既存住宅の段階的な交換による、集落形成の再編を図る。また、小本地区については、既存住宅の嵩上げによる集落再編及び河川堤防用地、公園、調整池といった公共用地としての利用と漁業関連施設の誘致を図る。
中野地区	新たな居住拠点として小本駅周辺地区に住宅団地を整備し、被災住宅地との交換、既存住宅の段階的な交換による、集落形成の再編を図る。中野地区については、国道45号線沿いに業務用地を配置する以外は、農地としての利用を促進する。

※平成24年1月31日現在

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その3)

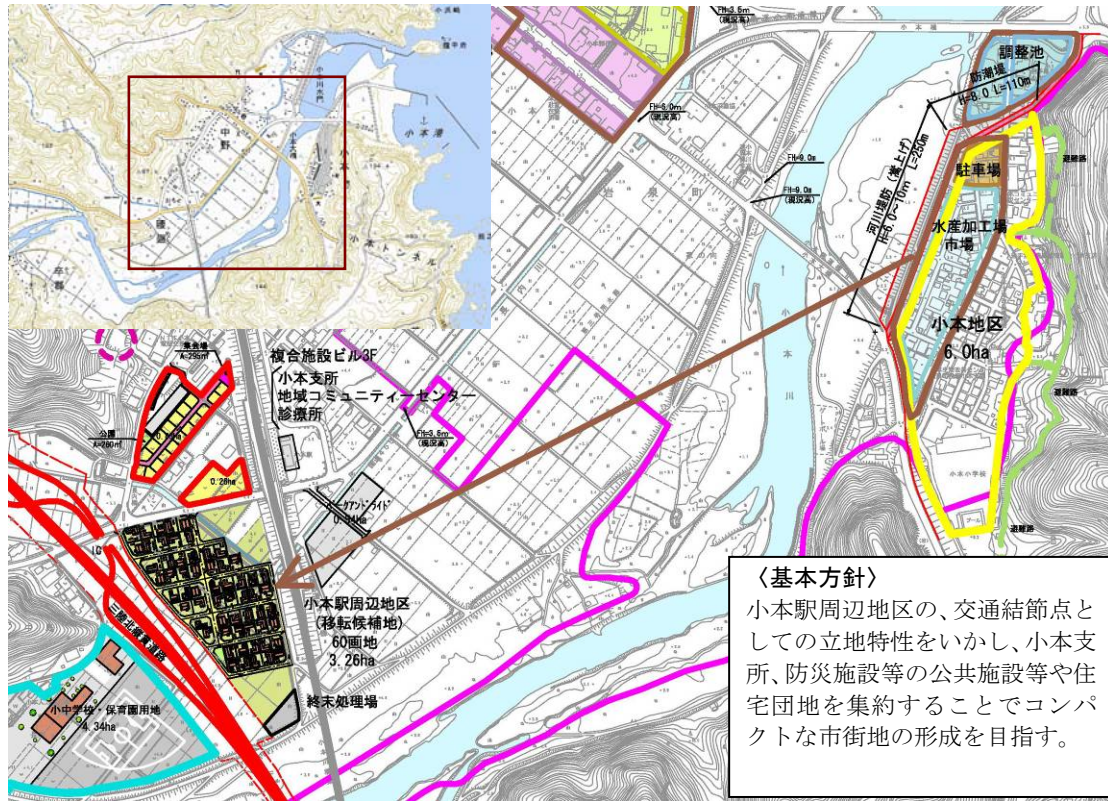
岩泉町 調査総括表(3/6)

4. (1) 地区別復興方針(1)		小本地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	6ha	都市計画	都市計画区域	役場・支所等	支所を含む
土地利用(被災前)概況		過去の津波の度に再整備を行ってきた小本地区の中心的な漁村集落			
被災の状況		<ul style="list-style-type: none"> 今次津波最大浸水深：11m 全壊：126棟、大規模半壊：22棟、半壊：30棟、一部損壊：5棟 ※①調査結果に基づき、倉庫等、居住以外の建物を含む被災状況を示す 			
復興方針策定上留意すべき特徴		<ul style="list-style-type: none"> 岩泉震災復興計画において、住民の意向に留意し、津波シミュレーションの結果が、山付堤及び河川堤防の嵩上げによりレベル2に対する安全を確保することが示された場合は、可居住地とすることとした。 			
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン		B-1及びB-3			
堤防等の整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(現行まま) ○ 堤防高 (TP12.9m) (想定津波：L1等) ○ 整備主体 岩手県 ○ 河川堤防の考え方 山付堤及び河川堤防の嵩上げ ○ 二線堤の考え方 築山を整備 			
市街地の整備方針	基本的方針	<p>新たな市街地拠点として小本駅周辺地区に住宅団地を整備し、被災住宅地との交換、既存住宅の段階的な交換による、集落形成の再編を図る。</p> <p>小本地区については、減災への対応として既存住宅の嵩上げを誘導する。移転跡地については、公共施設用地及び漁業関連施設としての利用を図る。</p>			
	現位置整備地区の方針	<p>嵩上げ盛土の有無、(既存住宅の安全性を確保するための嵩上げ)</p> <p>移転跡地については、既存集落の再編及び公共施設、漁業関連施設整備手法 漁業集落防災機能強化事業</p>			
	移転区域の方針	<p>移転区域の範囲・考え方：小本駅周辺地区</p> <p>移転先及び整備手法 漁業集落防災機能強化事業</p> <p>移転の対象、方法：移転希望者を対象に、住宅地の交換</p> <p>移転跡地の土地利用方針 公共公益施設及び漁業施設等</p>			
	土地利用規制の方針	なし			
	公共公益施設の方針	河川堤防用地、調整池、公園			
	その他特記すべき方針	移転候補地については、交通結節点としての利便性をいかし都市環境のアメニティに配慮したコンパクトな市街地の形成を図る。			
	整備スケジュール	平成23年度中に用地買収着手、詳細スケジュールについては別添			
避難計画の考え方		既存住宅のための、避難路・防災施設、その他ソフト対策を包括した防災計画の策定			
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題		移転予定地の用地買収			
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
防災集団移転促進事業、小規模住宅改良事業			津波シミュレーションの結果から、岩泉町震災復興委員会により、可居住区域としたこと、自ら住宅を補修・再建して現地に戻っている被災者が多く見られること、現地にそのまま住み続けたいという意見も根強いことなどから、移転促進区域の指定は困難であると判断した。		

岩泉町 調査総括表(4/6)

(5)地区別構想図

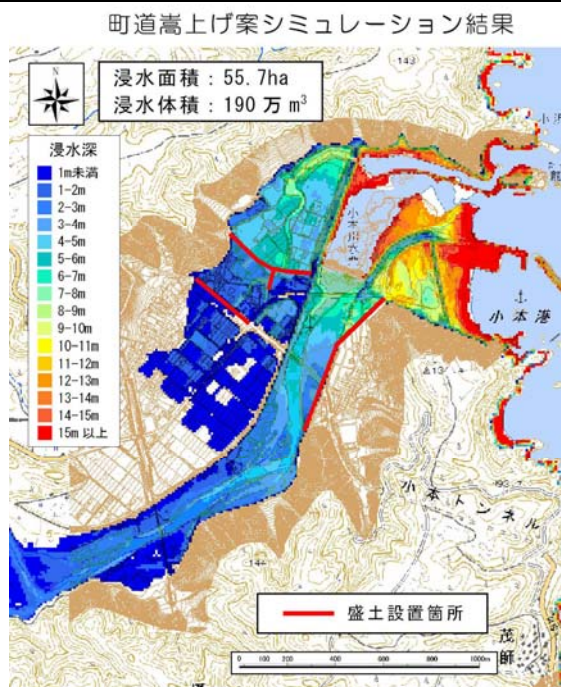
位置図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:今次津波)

市街地整備がない場合

市街地整備後



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その3)

岩泉町 調査総括表(5/6)

4. (1) 地区別復興方針(2)		中野地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	5ha	都市計画	都市計画区域	役場・支所等	町営住宅
土地利用(被災前)概況		小本漁港の背後地にある漁村集落			
被災の状況		<ul style="list-style-type: none"> 今次津波最大浸水深：11m 全壊：63棟、大規模半壊：13棟、半壊：27棟、一部損壊：2棟 ※①調査結果に基づき、倉庫等、居住以外の建物を含む被災状況を示す 			
復興方針策定上留意すべき特徴		<ul style="list-style-type: none"> 被災者の意思を尊重し、小本地区と一体的な整備手法の導入を図ることとした。 			
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン		B-1及びB-3			
堤防等の整備方針		<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行まま） ○ 堤防高（TP12.9m）（想定津波：L1等） ○ 整備主体 岩手県 ○ 河川堤防の考え方 山付堤及び河川堤防の嵩上げ ○ 二線堤の考え方 築山を整備 			
市街地の整備方針	基本的方針	新たな市街地拠点として小本駅周辺地区に住宅団地を整備し、被災住宅地との交換、既存住宅の段階的な交換による、集落形成の再編を図る。また、中野地区については国道45号線沿線は、業務用地として、それ以外は、農業用地及び漁業関連施設としての利用を図る。既存住居については嵩上げにより減災への対応を誘導する。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無、（既存住宅の安全性を確保するための嵩上げ） 移転跡地については、漁業施設及び農業用地としての利用 整備手法 漁業集落防災機能強化事業			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：小本駅周辺地区 移転先及び整備手法 漁業集落防災機能強化事業 移転の対象、方法：移転希望者を対象に、住宅地の交換 移転跡地の土地利用方針 公共公益施設及び漁業施設等			
	土地利用規制の方針	なし			
	公共公益施設の方針	河川堤防用地、築山			
	その他特記すべき方針	移転候補地については、交通結節点としての利便性をいかに都市環境のアメニティに配慮したコンパクトな市街地の形成を図る。			
	整備スケジュール	平成23年度中に用地買収着手、詳細スケジュールについては別添			
避難計画の考え方		既存住宅のための、避難路・防災施設、その他ソフト対策を包括した防災計画の策定			
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題		移転予定地の用地買収			
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
防災集団移転促進事業、小規模住宅改良事業			小本地区と一体的な事業として実施するため。自ら住宅を補修・再建して現地に戻っている被災者が多く見られること、現地にそのまま住み続けたいという意見も根強いことなどから、移転促進区域の指定は困難であると判断した。		

岩泉町 調査総括表(6/6)

